

(第七部)

第六回 参議院大蔵委員会 會議録 第十二号

(一四六)

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)
午後二時四十一分開会

委員の異動

本日委員井原康雄君辭任につき、その補欠として天田勝正君を議長において指名した。

本日の會議に付した事件

- 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 外國為替特別会計法案(内閣提出・衆議院送付)
- 所得稅法の臨時特例等に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 物品稅法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 礦物消費稅法等を廢止する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 輸出信用保險特別會計法案(内閣送付)

- 日本専売公社法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 新炭礦給付特別會計における債務の支拂財源に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案(内閣提出・衆議院送付)
- 小委員長の報告
- 超過供出に対する課税および桑園の二重課税撤廃の請願(第三百四十九号)
- 所得稅調査委員制度設定に関する請願(第三百五十四号)

○豪風雨被害者に対する税金減免の請願(第四百八号)

○所得稅の同居家族合算申告制廢止に關する請願(第四百四十号)

○礦物消費稅引下げによる交付金算定の請願(第六百六十四号)

○國民金融公庫擴充に關する請願(第四百一十一号)(第四百七十号)

○國民金融公庫寄附所設置に關する請願(第五百四十四号)

○機帆船積貨物の海上保險料率引下げに關する請願(第二百五十九号)

○自動車産業に対する月賦販売資金融資の請願(第六百七十三号)

○職災都市の火災保險料率變更に關する陳情(第四百一十一号)

○大阪府高速鐵道工事促進に關する請願(第五百四十号)

○福岡縣篠田町二又トンネル爆発、災者の救済更生に關する請願(第五百九十四号)

○地方公共団体需用の揮発油引取稅免除に關する陳情(第二百七十七号)

○委員長(櫻内辰郎君) これより委員會を開会いたします。

最初に大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案の御審議をお願いいたします。御質疑がありましたらこの際御質疑をお願いいたします。御質疑はございませんか。外に御発言もないようでありますから直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認め、討論に入ります。御発言の方は發言を明かにしてお述べをお願いします。

別に御発言もないようでありますから討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

「議員挙手」

○委員長(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

黒田 英雄 伊藤 保平

玉屋 喜章 小川 三郎

小宮山常吉 川上 嘉

西川基五郎 九鬼敏十郎

米倉 龍也

○委員長(櫻内辰郎君) 御署名は済んでいます。御署名を洩れないと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) それから次は、外國為替特別會計法案であります。本案に対して御質疑がありましたら御質疑をお願いいたします。御質疑はございませんか。御発言もないようでありますから、直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認め討論に入ります。御発言の方は發言を明かにしてお述べをお願いします。御発言もないようでありますから、討論は終了したものと認めて直ちに採決いたします。

外國為替特別會計法案を、原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

「挙手者多数」

○委員長(櫻内辰郎君) 多数と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御承認を願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小宮山常吉 小林米三郎

玉屋 喜章 伊藤 保平

黒田 英雄 西川基五郎

米倉 龍也 九鬼敏十郎

御署名は済んでいます。御署名を洩れないと認めます。

○委員長(櫻内辰郎君) 次は、所得稅法の臨時特例等に関する法律案についての御質疑がありましたらこの際お願いいたします。

○川上嘉君 大蔵大臣にちよつとお伺いいたしますが、目標制度は完全にもう廢止されておるかどうかということ、それから実額調査の状況ですが、大体納稅者の何々程度の実額調査が現在進捗しているかといったような問題、それから本年度夏において、一方的な、納稅者から相当な非難を受けるような苛酷な更正決定をしないと、本年度が乗り越せるかどうかというような点についての見通しについてお尋ねいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 目標制度は完全にやめたかという第一の御質問でございますが、目標制度というものは、私は制度として設けておりません。従いまして問題のお答えを留保いたしたいと思ひます。

尙実額調査の点につきましては、これは今年度の経過の中途でございますので、一律にどうこう言うことはできません。

○委員長(櫻内辰郎君) 御異議なしと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名
小宮山常吉 小林米三郎
玉屋 喜章 伊藤 保平
黒田 英雄 西川基五郎
米倉 龍也 九鬼敏十郎
御署名は済んでいます。御署名を洩れないと認めます。

ません。できるだけ実額調査をして行きたいと考えております。大体私共としては、できるだけ多くやりたいと思つております。まあ三割くらいはやつて行きたいということを考えております。よく進んでおるところは三割くらい行つてゐると思つますが、中には一割とか一割五分程度に止つてゐるものもあると思つております。併しこれは段々出ております。年末成いは年度末にかけまして、苛酷な更正決定は勿論やりません。併し申告の状況によりまして、税務署でいろいろな資料を集めて更正決定をやることは、これは今の収入状況からいつて避けられないではないかと思つます。

○川上重君 先の目標制度といふことは、どうも言葉の言い廻しが少し悪かつたのですが、去年あたり目標額目標額、割当々々といふので、非常に納税者から非難攻撃を受けた。それで本年度の当初予算の際におきまして、我々の質疑に対して、大蔵大臣は本年度は割当はやらないといふことを言われたわけだ。本年度はやらないといふことは、従来はやつていたといふことにも考えられますので、その言ふところのいわゆる割当といつたやうなことを、今度は、現在においてはすでに完全に廃止されているかどうかという質問です。

○國務大臣(池田勇人君) 私は前から割当をやつておるとはお答えしたことはないのではありません。やつていないと信じておつたのであります。ただそのくらいの税率はとれるのじやないかというふうなことは、これは前はやつたやうであります。併しこれは施行状況から考えまして、よくございませぬ。

で、先般の国会におきましても、割当はいたしませんし、こういう目標で、これでやれというふうな押しつけがましいことはいたしません。併し実務税務の運用としましては、国税局なり、国税庁長官が各税務署の大体の課税の状況等を勘案して、そうして督促とか、他の均衡をとるといふことは、これが税務行政の実行上止むを得ないことじやないか、又国税庁長官が国税局の収入状況を審査するといふことは、これは適當であるのではないかと思つております。ただそれを審査したり、督促したりする場合に、目標だとか、割当だとかいうふうな誤解の起らないやうな方法でやつて行くよう指導いたしておる次第であります。

○川上重君 割当とか、それから不公平があるとか、不適正であるとかいふたやうな非難を受ける最大の原因は、まあ実額調査ができないといふことに起因すると思つます。この実額調査をできるだけやる、而も納税者の債権三割程度の、この実額調査もできるかどうか分らないといふやうな現状におきまして、これを達成するため、一番どういふところに不合理があるか、どういふところに欠陥があるから実額調査ができないのでしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) いろいろな原因があると思つております。先ず第一はやはり人の問題だと思つます。人が派山おれば実額調査も十分できると思つております。それから又人の数と同様のウエイトをもちまして、賃金の問題だと思つます。だから人をできるだけ増やし、又有能な職員を置くといふことが第一の問題だと考えます。第二の問題といたしましては、調査

に臨んだ時に、帳簿が立派によくできているといふことが、実額調査をやるのに便宜があるのであります。従いまして我々といひましては、できるだけ人員の増加と税務職員の素質の向上を図りますと同時に、又今回御審議を願つておりますやうな、シャウブ勸告の線に沿つた青色申告、そうして適正な帳簿を備えつづけることに對し努力し、兩者相持つて課税の適正、公平を期して行きたいと思つております。

○川上重君 この本案の理由説明の中で、政府は昭和二十五年を期して、シャウブ勸告の税制觀察団の基本原則を尊重して、そうしてこれに適當と認めらるやうな措置を加えて、国税及び地方税を通ずる税制の全面的改正を行い、そうして国民の税の軽減合理化を図るということを説いておられます。この税制改革の一環として、今回の所得税法の臨時特例等に関する法律案の外二法律を出したといふやうな提案理由を述べておられるのであります。そこでこの法案は、臨時特例といつたやうな面から考えると、如何にも軽く見られるのですが、そういつた面から言ふと非常に重要な法案でありまして、少くともこの法案と同時に、特にこの法案の根幹をなしております所得税法の問題、さういつた点についての従来

るべく育成するとか、或いは帳簿を完備させるやうにするとか、さういつたやうなことをおつしやられたのであります。が、賃金の向上といふ面については今回の予算にも幾分か計上されておるのであります。人員を増やすとか、更に待遇の面といふやうな面については、何らの措置が講ぜられていない。これは本年度の税収入を少くともできるだけ合理的に、公平に確保するために作られたことの税制と同時に考へなければならなかつたと、私は私がこゝで申上げるまでもなく、シャウブ勸告の中にも、職員の増加の問題については相當重要に、さうして大きく取上げておるのであります。ちよつと簡単に読んで見ますと、「人事に関する前述の一切の勸告および提案した行政上の改善の一切のものとなる基本的な要請は、税務職員の数を増加することである、十分多数の税務職員を雇ふのを拒むことは「文盲の貧乏」である、税法の施行に支出される金は税額額の増進によつて十分報いられる、この金は賢明に支出されなければならず、追加職員は適正に人選されかつ任命されなければならぬ、しかもこれらの注意が守られればたとひ單に支出された金と受取られた金のことだけを見ても終局の結果は確かに政府にとつて有利となるであろう」と、これらのことが出ておるのであります。これは少くとも緊急にさういつた措置が講ぜられねばならぬ。今回の補正予算が計上されねばならぬ、私はさういふ見解を持つておるのであります。これに対する大蔵大臣の御見解を發表願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 私は来年度より全面的に改正をいたしますので、人員の増加はその時にいたしたいと考へておるのであります。が、御承知の通り取引高税、消費税率、全座をいたします関係上、予算上これに割当てられております職員は六千人から七千人と考へる。これが一月から浮いて来るわけである。さういたしますと所得税の調査にも非常にならざるのであります。で人員の増加は、行政整理をいたしました直後でありまして、相當慎重な検討を加えて行きたいと思つますが、今申上げましたやうな状況で、補正予算には人員の増加がなかつた。併し今後税務官吏一般の素質の向上につきましては、税務機關の拡充は勿論、新規に採用する者につきましても、採用の條件の改正をして行きたいと、さういふ氣持を持つておるのであります。尙役人の増加でございまして、これを一緒にやつて、さうして採用の程度を落しますことは、却つて一時に私は低下するものと考へております。徐々には有能な人を入れた方が却つて効果的である。私が今までの、現在はよくなつておりますが、五、六ヶ月前までの税務官吏の状況を考へて見ますと、十年前の税務官吏は七千人であつた。十倍になつてゐる。而も最近においてどん／＼入つて来るといふことになりまして、二人でやつておつた仕事に三人になると、直ぐそれで能率が上がるものでないどころか、新しい人が手まどいになつて、却つて一時的に落ちると考へられるので、職員の増加につきましては、就職を申込んで来る人の数にも、賃金にもよらなければならぬので、余程慎重を期したいと考へております。

○川上重君 先程の質問の年度末にお

ける、つまり徴税恐慌に対しては、私は大蔵大臣が考えておられる以上に非常に悲観的な見方をしております。この程度の改正ならば、本年度のこの年度末を乗り切ることにはできない、去年の、二十三年年度の年度末以上の徴税恐慌が起きて来るのじやないかと非常に悲観的な見方をしております。これは、もとよりこれに対する対策としては、もとよりこの税制面のことがありますが、只今この技術上の運用面のことを申し上げておきますので、この点について特に強調したいのであります。相

当しい切った措置をこの職員の増員の面といった面に講じない限り、非常に不可能じやないか、こういうような危惧を懐いておるのであります。従いまして、こういつた点について、もつと積極的な思い切った措置を講じて貰いたいということをお願いいたして置きます。

○九鬼紋十郎君 シヤウブ勧告によるところの資産再評価の問題は、何かこの第六国会に出ると考えておつたのですが、今度はなかつたのですが、その後資産再評価については非常にいろいろ問題を提供されておるのであります。第一回の発表による資産再評価のよきな方法によつては、非常に経理状態なんかも困難に陥るというよきなことも言われておるのであります。その後多少向うの方と云う、折衝されて、第二次案とか、第三次案とかいつたよきなものができておるのであるか。若しもそういつたよきなものができておれば、中間報告といふか、そういつたよきなものの資料を頂ければ結構だと思ひますが、これにつ

いて御説明願ひます。

○國務大臣(池田勇人君) この問題は、御承知の通り昨年の秋頃から検討を加へまして、委員会を設け、いろいろの手を盡してやつて来たのであります。そしてその後シヤウブ勧告案が出まして、シヤウブ勧告案につきまして、我々は今検討をしておるよきな状況でございます。実は議案が始まりまして、余りその方に手が掛けられなかつたところ、事務当局から非常に叱りを受けてまして、今日も午前中一時間半程この考え方について議論をしておるよきな状況です。まだ中間案なん

というものは出ておりません。いづれにいたしまして、これは法人税法の改正と密接な関係があるのでございす。来国会の出来るだけ早目に、今年中に、十二月中旬に案を拵えて御審議を願ひ段取りにいたしたいと、今夜夜兼行で突はやつておるというわけですが、

○委員(櫻内嘉郎君) 外に御質疑はございませんか。それでは本案に対する質疑は少しく待ちまして、そして輸出信用保険特別会計法案の提案理由の説明を聞きたいと存じます。○政府委員(水田三喜男君) 輸出信用保険特別会計法案の提出の理由を御説明いたします。政府におきましては、輸出信用保険制度を設け、輸出資金の円滑な供給を図る目的を以ちまして輸出信用保険法案を、この国会に別途提出いたしまして御審議願ひておるのであります。が、この輸出信用保険制度を実施いたしますこととなりまして場合には、その経理の状況を明確にいたしますため

に、一般会計と区分し輸出信用保険特別会計を設けまして、これを経理するのが適当と存じますので、この法律案を提出した次第であります。その内容の概略を御説明申し上げます。この会計におきましては、その資本に充てるために一般会計から繰入れる繰入金、被保険者が国庫に納付する、保険料及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金、事務取扱費その他の諸費を以てその歳出をいたしまして、政府の行方輸出信用保険に関する経理の全体を明らかにして、又この会計の運営上その損益計算の結果生ずる利益又は損失は、翌年度に繰越して整理することとしたのが適当と存じますので、これに關する規定を設けます。また共に、この会計の予算及び決算の作成及び提出に關する手続規定等、特別会計に必要な措置を規定いたそうとするものであります。何とぞ御審議の上、御賛成の程をお願いいたします。

○委員(櫻内嘉郎君) 次は、本案の質疑は後に延ばして頂いて、日本専売公社法の一部を改正する法律案の御審議を願ひたいと存じます。御質疑があらましたらこの際お願ひいたします。外に御発言もないようであります。直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。○委員(櫻内嘉郎君) 御異議ないものと認めます。討論に入ります。御発言の方は賛否を明かにしてお述べを願ひます。○渡多野君 日本専売公社法につきまして、公社の従業員の問題に關しまして、この法律では保護が十分で

ないと思ひるので、そういう点について修正案を出すべく準備いたしておりましたけれども、関係方面からのことがありまして、十分目的を達することができなかつたのは非常に残念に思ひますが、この法律の運用におきまして、政府の側では十分従業員の福祉増進に注意するように、公社を指導して頂きたい。こういう希望を述べて賛成いたします。

○委員(櫻内嘉郎君) 他に御発言はございませんか。外に御発言もないようであります。討論は終了したものと認めて、直ちに採決いたします。日本専売公社法の一部を改正する法律案を、原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願ひます。○委員(櫻内嘉郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして、御承認を願ひすることに御異議ございませんか。○委員(櫻内嘉郎君) 御異議ないものと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名
黒田 英雄 伊藤 保平
玉屋 喜章 小林 三郎
小宮山 常吉 渡多野 君
高橋 龍太郎 九鬼 紋十郎
米倉 龍也 川上 重
○委員(櫻内嘉郎君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れなしと認めます。

木村 嘉八郎 西川 甚五郎
○委員(櫻内嘉郎君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れなしと認めます。

○委員(櫻内嘉郎君) 次は、新炭給給調特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案の御審議を願ひいたします。御質疑があらましたらこの際お願ひいたします。○渡多野君 最初に資料を要求したいのですが、第一は、行政管理局の管理報告、それから第二は、東京経済調査所の調査報告、新炭給給特別会計に關する……。この二つを至急出して貰うように委員長からお取計らい願ひます。

○委員(櫻内嘉郎君) それでは農林大臣、今の資料を一つ御提出願ひます。外に御質疑はあらまいませんか。○米倉龍也君 この繰入れについての一般会計からの金額が五十四億七千万円ということであるが、これは結局債務の償還であります。これは債務の内容は、或いは新炭給給の未拂その他いろいろ附随したそういう支拂があると思ひますが、そういうものを合計したものがこれであるか、或いはこの五十四億七千万円を一応決めて置けば、債務の内容によつては今後整理して行く間に、この金額がなぐも償還できるか、そういうよきな債務の償還に充てる、その債務の内容をお聞きたいのであります。○渡多野君 議事進行に關連して、今の問題に關連しますが、この前農林省から資料を提出しまして、赤字が出

○波多野君 もつと詳しく最初から話して下さい。これは会計検査の評価方式とか、振返つて見て直して見るとこんなことになるというのじやどうも分りにくくしょうがないのです。最初からずつと資料によつて農林省から系統的に説明して下さい。

○説明員(濱田正君) お手許に配付して置きました。新炭特別会計の赤字内容、積蓄にしました赤字内容という書類があります。それから順番に説明して参ります。そこで説明します前に、くどくど申上げる前に、三枚目の先ず横に書いてあります「累年損益」というところを申上げる方が早いだらうと思ひます。そこで累年損益調のところを、「決算済数字ニヨル」といふ欄と、それから「未実現利益ヲ控除セル」と書いた欄と、これを比較しながらお話申上げればよいと思ひます。そこで「決算済数字ニヨル」というこちらの方に書いてある数字は、従来すでに国会に提出しまして、決算委員会の方の決算が済んだ数字であります。ただ二十二年度はまだ決算委員会にかかつておるようでありますし、二十三年度の分はこれから会計検査院で審議を願つた上で、恐らく本国会に提出されることになると思ひます。

それからその横に書いてありますのがこれから御説明申上げますものですが、「未実現利益ヲ控除セル」もの、「決算済数字ニヨル」というものは、現在の制度によつておるものであります。それから「未実現利益ヲ控除セル」といふ点は、従来の決算書類をいじくつたわけではありませんが、数字は一つも変らないでただ見方を変えてやつて見たという数字であります。そこで両者を

比較して頂きますというところ、「決算済数字ニヨル」の真中の損失のところと、「未実現利益ヲ控除セル」という損失の欄のところを比較して頂きますれば、非常に分りよいことになるだらうと考へます。そこで「決算済数字ニヨル」損失累計のところの……、検査院の方からお手許に出ております資料の二十二年度の損、一億四千百万円というのが出ておるこの数字であります。これをこの年度について「未実現利益ヲ控除セル」部分の損失累計を見ますと十四億六千四百百万円になつておる。それに対して二十三年度の損失を加えると二十三億八千万円になります。片方「決算済数字ニヨル」というところを見ますと十億九千三百万円というところになる、こういう表であります。

その表を御覧になつた上で、元に戻りまして「新炭特別会計の赤字内容」についてというところを御説明申上げます。まず新炭特別会計令十七條といたうところを見ますというところ、これは昔は会計規則という勅令で出ておりましたが、問題の所在は、この会計の保有する新炭の価格は、毎会計年度三月三十一日において市価に準拠してこれを改訂しなければならぬ、こういうふうに規定してありますので、従来の決算は、この規定に基づきまして評価益といふものを出して計算をしておつたわけでありまして、ところがこの評価益を出して計算をするといふことは決して悪いわけでは毛頭ありませんが、この評価益で、つまりこの年度に出た損害といふものが評価益によつてカバーされておる、極端に言えば、何と申しましか、分りにくくされておる、更にもう一遍言い直しますれば、評価益によ

つて、評価益を出した年度の利益として計上されておる、更に言い換へますれば、その上がまだ実現していないのにも拘らず、その利益がその評価益を出した年度に前取りされておる、こういうことが言われるわけでありまして、そこでやり方として、損失がカバーされる、これをむき出しにしようか。それで一般会計の評価益の原則によりまして見てみようというのがこのやり方でありまして、この一ページの下の書いてありますのは、従来の決算方式によりまして各年度において弾き出した評価益の数字を書いてあります。それから昭和十五年は四十九万円の評価益、十六年は三十四万円の評価益、二十年になりまして二億四千九百万円、又つと大きくなりまして二十二年度になりまして十三億、こういう評価益が出ておる。そこで考えることは、この評価益といふものを計上しなかつたときは、その評価益によつてカバーされておるものがその次の数字に書き出されておるわけでありまして、そこでその書き出しにそれだけの損が出て来たものを、従来の決算内容に補正して見ますと、二ページの下の欄に書いてあります欠損額になつて来る。例えば昭和十五年には九万四千という欠損額になつておる。それをずつと累計しますと二十三年末で二十三億八千万円になりますというところを申上げたわけでありまして。

そこでこういうやり方を見ますと、只今申上げました累年損益調のところを御覧になれば分りますが、十八年、二十年、二十二年といふものは一応黒という形になつておりますが、損失を

カバーしておる分を取つて見ますと、実は赤字に直つて来るのじやないか。それから更に今まで説明しました点は、帳面上の数字で、従来の欠損内容の数字を一つも動かさないで、ただその数字を配列を変えただけの話でありまして、次に考えますことは、今までの説明しましたのは帳面上の数字ですが、ところが事実二十三年度の調下しをやつて見ますと、お手許に配りまして資料の中にあるのが、現物の不足といふものが出て来ておる。その現物の不足を現価で評価して見ますと、十億五千万円になりますので、その二十三年度末損失二十三億八千万円というものに更に十億五千万円というものを足しますと、二十三年度末の損失が三十四億余円ということになるわけでありまして。そこで次に書いてありますことは、二十三年度末にさういうことになるが、その損失の内容は、然らばどういふものであるかといふことをその次に書いてあるわけでありまして、それを参考書類として、その最後のところ昭和十五年から二十三年度までの全部の仕入れ、全部の売上げ、在庫、雑収入、一般会計への繰入れ、いろいろのものを損益計算をとつて見ますと、こういうことになるという計算を附けたのであります。その次にありますのは、今まで説明しましたことを具体的に数字に基づきまして書いてあるわけでありまして、それからその横書きの数字が終りました終りに、現物不足調といふものがあります。その不足調の総括表として、どういふわけで現物がな

いというところになつておるのかといふ原因別に資料を書きまして、その次には、その原因別に数量を書きまし

て、その次はこの原因別を本炭事務所別に書上げました数字が細かく書いてあります。それが出ております。それから現物不足のところを更に外して御覧になると、備蓄保管、これは二十三年度の損害の内容の一部に過ぎないのであります。備蓄保管の関係、それからその次は、大体損害の内容について細かく数字を書上げておるわけでありまして。それから最後でありますのが現在の特別会計の整理状況について、つまり収入状況がどう違つたらどうなるのか、支拂状況がその後、特別会計のストック後どうなつてゐるのか、それから政府が拂うべくしてまだ拂ひ得ない金額がどうなつたかといふふうな資料を差上げておるわけであり

ます。

○委員長(櫻内辰郎君) 他に御質疑は……

○波多野君 今の説明について質問いたしますが、評価益云々の問題が大分問題になつておるようでありまして、これは評価益は計上するのが当然じやないですか。なぜならそれだけ高く消費者に売つてゐる筈ですから、そいつを外してしまつてまあ損害がこれだけ出て来るというならば、消費者に安く売つたといふことを言わなければならぬ。

○説明員(濱田正君) 評価益を計上するの、出なくして評価益によつてその年度の評価益を出した年度に、利益がまだ実現していないが、利益として先取りをされて、従つてその年度に出ている損失といふものがカバーされてゐるといふところに問題があるのだと、こういう見方をしておるわけであり

○渡多野君 そうですと、それは、累年の計と合して見ればカバーされたままで結構じゃないですか。

○説明員(渡田正君) それは先程申し上げましたように、年度区分としてこれを見て行くときに問題になるものでありまして、昭和十五年から、一つの事業体が始まってから終りまでを考へる場合は、どつちの行き方にしても結論としては同じことになりまして、年度区分としてこれを見て行くということになりまして、利益が先取りされておるかどうかという所を見て、損害といひますか何といひますか、経営上、これは会社にしますれば会社の経営上、現実に持つていて損害がカバーされなかつたならば赤字となるので、それをむき出しにしておいて、その損害に対してそれ／＼の何といひますか手を打つて行くというふうになくちやならんので、損害といふものは、評価益によつてカバーしない行き方によつて、ほんとと年度区分をやつて見たと、こういうだけのことです。

○渡多野君 それは価格計算と物量計算の違ひなんですね。物量計算をやつて見たということですね。あなたは価格計算と物量計算の違ひで、特別会計法によれば、その年度末の仕方に準じてやれという所ですから、それに準じてやればよかつたわけでしょう。今でも変つていないでしょう。

○説明員(渡田正君) そうでございます。その制度は今でも變つていないのであります。二十三年年度の決算はまだ国会に提出いたしてはおりません。その決算についてもそういう制度でありますから、そういう制度で、評価益

を出したやり方から二十三年年度の決算は国会に出るということにはなりません。

○渡多野君 結局こういう特別会計法のやり方がいかに悪いかということとは別の問題であると思ひます。それは新たに問題にすればいいのであつて、この会計法によつてやつた結果、これを純粹にやつて組めばいい。この会計法に疑問を抱きながら、この会計法と違つた計算を出したからいけない。この会計法に準拠した数字をずつと出せば分り易くありませんか。

○説明員(渡田正君) 先程言ひましたように、ただ年度区分の所で問題にしましただけであつて、会計検査院との相違点云々の問題は、会計検査院の言われるようなやり方でも、先程申しましたように、二十三年年度の損は大體似たところに持つて来ておられます。ただ年度区分上の相違に、見方の相違があるだけだということであつて、

○渡多野君 どうも分らんなあ。○本内四郎君 政府委員の説明によると、これはこの書いた物によると、如何にも会計規則ですか、これが悪いように言つて、一般企業会計では、低下資本によつて棚下しをやつておるといふようなことを言つておられますが、必ずしもそうじゃない。商法の規定でもこういうことになつておられます。ですから現物不足によることの損を、會計規則に負わせるということは私は適當でないと思ひます。若しもシヤワバ勸告に言つておられるように、必ずしも終始一貫して或る一つの方法によつて行けば、今の渡多野委員の言われたように少しも支障を来すのでなく、現物さえあれば、それが最後のときに値が下が

つて来れば、そのときに損が出て来るのであつて、それが損になるので、最近の損を過去の方に引きつけて行くというふうな會計規則ですか、會計令第十七條の責任であるかのごときことを言ふのは怪しからんと思ひます。

○説明員(渡田正君) 會計法の責任といふことを言つておられるわけでありませうので、先ず現物不足のところは別に會計令との關係でなくして、従来、今まで棚下しといふものをしなかつた。それでやつてみたところが、原価にして十億何千万の損がある。併しこれもいつ不足が出たのか、それこそ予想が分らんのでございまして、仕方がありませんから、二十三年年度の帳面上の損額と数字の出て来ましたところから、一応二十三年年度でなくつたこととして、二十三億八千万円出して三十億円にしたと、こういうことであつて、

○渡多野君 いや、棚下しを累年やつていないといふけれども、農林省から出しておる別の統計表には、毎年度末の手持数量が／＼出ておられます。棚下しをやつていなくてどうしてこの数字が出るんですか。

○説明員(渡田正君) 毎年度の書類、棚下しと申しますか、毎年度の残と申上げますのは、買入れした又売渡したその残りが幾らあるという、その買入れ売渡し、買入れ売渡しをやつて置きまして、年度末に幾ら残りが幾らあつたというその数字で評価しておるだけの話でありまして、現地にいて調べて、その帳面に残りが十五年年度末に百万トンあるとします。百万トンもありませんが、帳面上五十万トンあると

すると、その五十万トンで評価替えをやつて次年度へそれを繰越して行く、こういう關係でありまして、それは帳面にある数字が現場で果してその数字通りあるかどうかといふことを確めた数字ではありませんので、ただ残つた数字に対して何といひますか、書類棚下しといひますか、評価しておるといふことであります。(それではインチキだと呼ぶ者あり)ただお手許に別に差上げておられます亡失とか何とかいふ数字であります、これはそういうものなり、或いは火災なり、或いはそういうような不可抗力に起つたときには確かに何は亡失になつたのかといふ、その場合は調べて来ましてそれは差つ引いて残を出しておるといふわけで、全体について調べて、亡失といふのは、その事件が起つたときに調べてそれを差つ引く、こういうわけでありませう。(意慢々々と呼ぶ者あり)

○本内四郎君 値段が下つたのはいつ頃ですか、値段の高低を示して下さる。値段が上つておる際なら、これでやつておつたら少しも不都合はなかつたと思ひますが……

○説明員(渡田正君) 価格につきましては、十五年以来値段が下つたといふことはありません。逐次上つております。

○本内四郎君 それなら手持について利益が出るのが當然じゃないですか。○説明員(渡田正君) これは決定的な結論まで行つておりませんが、現在調べつて見ます点は、予算と実績とを比べて見てどういふ結果になつておるだらうか、つまり何といひますか、果して予算で考へておる通りに物が売れたかどうかといふ点を目下調べ上げて

つあるのであります、実際の予定の売拂い、予定の買上げ、こういうものを見て行きますといふと、買上げにおいても實際予定しておつたより、これは内容的には相當予算で考へたようなものが、實際には上からの相違もありまして、買上げにおいても安く買上げると同時に、売拂いにおいても予算で考へたより安く売られておる、言ひ換へれば、この点は結論的なことをまだ申し上げられませんが、予算で考へておつた評価益でそのまゝ繰越しておる場合、果してこれが何といひますか、その年度の買上と一緒になつて分りませんが、つまり言ひ換へれば、マージンが實現しておるかどうかといふ点に對して、目下検討を加えておりますので、予算と比較するとマージンが多少實現が低目になつておるのじやないかといふふうなことが、数字的に出るんじゃないかといふふうなことが、今出そうなるふうになつております。今表は持つておりませんが、相當これは検討しなければならぬが、まだ勇敢に申上げるところまで行きませんが、そういう傾向が多少出ておるようであります。(どうも曖昧だね)と呼ぶ者あり)

○米倉龍也君 大體私共は簡単にこれを解釈しておるんですが、結局毎年の決算といふものが、全然ないもの、空なものへ価格をくつ付けて、そうしてその次の年の計算を段々して行つたといふことで、それはここへ出ておる會計検査院で調べたものは、決算書でありますからして、それはもうその通りですが、隠れて何もないものの利益が入つておつたのですから、今度は七月三十一日に締めて、いよいよ現物を調

りますから、そういう制度で、評価益

あれば、それが最後のときに値が下が

りませんが、帳面上五十万トあると

たかどうかという点を目下調べ上げつ

三十一日に納めて、いよく現物を計

べて見ればなかつた。これが損失なん
であります。それでその損失の原因は
何かといへば、結局現物のないものへ
価格をくつ付けたということだけで、
毎年の収支の、つまり経費の点は現災
にやつたものを拂うんですからして、
これには何もない。併し拂つた経費の
中に、不当な経費を拂つておるかも知
れんというところは、これは調べて見た
ら分ると思ひますけれども、結局最後
へ行つて損失だといふものは、ないも
のが出たおつたといふだけのことだ
と思ひます。そこでそれはまだすつかり
清算をしなければなりませんけれど
も、それが今ここににあるように二十
億というようなものだとすれば、それ
だけが何かで補填されればこの合計は
とん／＼になる、こういうことになら
うと思ふのですけれども、併しそれが
まだ分らない。併し借金しているもの
は返さなければならぬ、殊に生産者
方面は多額のまだ政府から拂つて貰
なければならぬものを持つていて、
生産者は非常に困つておる、それにも
拘わらず政府は拂えないから拂えない
からというので、今日までず／＼し
て来ておるのですが、私共としては一
日も早く拂つて貰ひたい、これはもう
新炭生産者の皆希望しておるところで
す。それに対する今までの金利なり、
損害賠償なり、そういうものを要求し
ております。そこで最近、私はお聞き
したいと思つたのは、この五十四億七
千万円といふものは、これは恐らく新
炭証券の合計じゃないかと思ふ。その
外に生産者の方へ拂うべきものがある、
或いは配炭業者の方へ拂うべきもの
がある。併しこの新炭証券を一時に
拂うのか、或いはいつ拂うのか、拂う

ことによつては五十四億七千万円
といふものは、生産者の方へ直ちに
廻り得られるかと思ふのであります。
生産者の方とすれば、相当にあるんで
すが、こういうものを直ぐに拂ひ、又
その損害の賠償なり金利なりをお考え
になつておるか、それをお聞きした
い。

○説明員(濱田正君) 五十四億七千万
円の繰入れにつきまして国会で御承認
を願ひまして、若しこれが直ぐ一般会
計から特別会計へ繰入れることが実現
しましたならば、我々の方としての予
定は、先ず生産者に対して十月十
七日現在約十五億の政府の未拂金があ
ります。これは現地の木炭事務所、
帳面と向うの請求とがその通りだとい
うので我々のところに来ておるものが十
五億であります。その後出て来るもの
を考えますれば更に数億出てくるのじ
やないかと考えます。それを先ず直ぐ
に支拂ひを開始いたしまして、その残
りといひますか、何んですか、その残り
を以ちまして新炭証券の一部の返還を
いたしたい、かように考えておるわけ
であります。それから生産者の特別会
計が八月一日に止つて生産者がまだ手
持ちを持つておつて、それで値段が下
つたり或いは相当まだ持つておつて、
そのために金利減なりが出た、或いは
保管料が要つたとか、こういう事実で
ありますので、具体的にこれを検討い
たしまして、何らかの救済手段を是非
共議になつては相済まん、かように考
えておるわけでありまして。

○米倉龍也君 そうですね、そういう損
害賠償的なものについては、政府では
考慮しておるということに承知して
よろしくございますか。

○國務大臣(森幸太郎君) お答えいた
します。御承知の通り政府の方といた
しましては、一年の生産予定計画を知
事にして生産して貰つた、その途中
の七月一ぱいで中止いたしましたため
に、政府が買つてくれない、外へは又
売れないというふうなために、非常な
損害を来たしておるということとは認め
ざるを得ないのであります。而してそ
れがどれだけのその当時の数量であつ
たか、それがどういふふうな処分され
たか、その損失がどれだけあつたかと
いふことは十分調査しなければならな
いと思ひますが、政府といたしまして
は、この年度中においての処置に対し
ての生産者の損失といふものを十分考
慮いたして適當な処置をとらなければ
ならぬ、かように考えておるわけであ
ります。

○米倉龍也君 まあその点は一応分り
ましたが、今度は現物が不足したため
に損失が勿論出てる、この現物不足
の原因を政府の方で御報告になつてお
るのですか、これをよく拜見しますと
いふと、生産者なり或いはそれを配
給する者、それらによつて調べた結
果、求償しなければならぬものが沢
山ある、当然それは責任のあるところ
へ求償すべきものだと思ひますけれど
も、集荷に當つておりましたのが、政
府との契約は、多分全国農業者だつた
と思ふのですが、そういうまあ全国農
業会と政府との御契約の内容といふの
はどういふものであつたか、それから
全国農業者が契約をしても実際の集荷
の実務は、町村の農業者が行なつたと
思ふのであります。で、現物の保管な
り輸送なり、そういうことは当然町村
の農業者の責任においてやつたと思

のであります。その点と今の全国農
業会と政府との契約等の関係におい
て、業者の今後の責任というふうなこ
とがおのずから出て来ると思ふので
す。勿論責任が出て来るのですが、現
在に農業者といふものはもう解散され
ておるわけでありまして、この場合にそ
れらの農業者の権利義務というふうな
ものが一括して新しい協同組合に継
承されておるものならば、問題は違つ
て来るでしょうが、そういうことがな
かつたものについて、全然なくなつて
しまつたといふときは、継承すべきも
のがなくて農業者が解散してしまつた
ものに対する責任の追及といふことは
むずかしいのですが、そういう点につ
いては、どういふ御見解でございます
か。

○説明員(濱田正君) 御質問の集荷業
者としての農業者等は、関係官庁と農
業会との間に、集荷して政府に渡す契
約と、それから県内の生産地から県内
の消費地に持つて行くという輸送を代
行する契約の二つに分れておりまし
て、お説のように新炭特別会計側は、
県単位の農業者という一本の契約であ
りまして、実際は更にその単位の農業
会と契約して、更に下請をさせておる
といふのが実際であります。そこで農
業会に対しては、今までのこの現物不
足について分つておりました金額は、
約六千四百万円ばかりが農業者の責任
だといふのが分つて来たのでありま
す。而もこれはまだ木炭事務所側の帳
簿の調べから分つて来たものであつ
て、更にこれを確定するためには、
農業者側においても調査して頂いて、
そこで両方の検討によつて本當かどう
かということが分つて始めて調べが確

定するわけでありまして、今六千四百万
円と申しましたのは、木炭事務所側で
分つたものであります。そこで農業者
は昨年の八月に解散いたしまして今清
算中でありまして、これで債権の申立て
期間が二月で済みまして、その申立
て期間が実は過ぎておりましたので、こ
れを、債権を請求した場合は、その農
業会に対して債務財産の範囲内におい
て、これは國の方の収入になる、こう
いふことになりまして、それであらゆる
農業者につきましては、これは旧農業
会の債権債務を新協同組合が引受けな
ければならぬといふことにはなつて
おりませんので、或る農業者につきま
しては、実際これを引受けたといふと
ころもありまして、これにつきましては
新協同組合に請求する、こういう形に
なります。で先程申し上げました数字
は、債権債務を引継いだことになつて
いないところの農業者だけに引上
げた数字が六千四百万円でございます
。そういうわけでありまして。

○米倉龍也君 この五十五億四千四百
円といふものの、そうすると、この出て
来た出所といふか、この数字がどこか
ら出て来たか、それを簡単に一つ。
○説明員(濱田正君) これは、実際の
赤字はどの程度になるかといふことは
は、着々今清算中でありまして、確
かにこれだけになるんだといふことは申
上げられないし、又赤字がはつきり分
らんのに、その赤字を補填して貰いた
いといふことも申されないのでなつ
ております。併し現実の問題として、
日銀に対して五億四千七百万円か
つてゐる、同時に生産者その他農業者等
に対して二十七億の借金を持つてい
る。片つ方はそういう大きな借

金を持つておつて、収入は極力努力しておつて、そう一遍に揃えてつと入つて来るという苦当も実際困難であります。そこでただ収入に入つただけでやるという事は、余りに何といひますか、残酷というか困る。そこでそういう支拂財源に充てる必要がある。あるが、さてそれを幾らにするかということになります。はつきりこれ／＼という見当がつかないで、一応日銀から借入れてる債務の限度の五十四億七千万円ということを目安にして決めまして、その中で生産者に優先的に拂つて、それからあとに返す、こういう目安に決めたわけでありました。

○米倉龍也君 それでよくいふようですが、五十四億七千万円というものは、大体新炭証券の現在高と、こう考へて置いていいですか。

○説明員(濱田正喜) 五十四億七千万円という数字は、新炭証券の現在高であります。

○本内四郎君 今の米倉委員の御質問の趣旨は、重大な問題だと思ひます。あなたは單に五十四億円の新炭証券の現在高をとつて、併しまだ計算すれば、外に何十億出るかも知れない、或いは出ないかも知れないが、まだどのくらい出るか分らんが故は分らんから、新炭証券の数字をとつて置いたという事は、この国費多端の際に、非常に不都合なことでもあります。若し先程この米倉委員からお話がありましたように、生産者に非常な迷惑をかけている。生産者には、仮に十億なら十億、二十億なら二十億をこの際拂つてやらなければならぬということならば、金は一応計上しようということな

らば分る。併し大部分日銀が持つてゐる新炭証券を、直ぐに少くとも一部でも返そうということを考えることは適当でないと思ひます。私はそれはそれとして、伺いたいののは、五十四億の外にまだどのくらい出るか分らんというやうな状態にあるんですか。

○説明員(濱田正喜) これは予算委員会の方に提出しておりますが、二十四年度の補正予算では、五十五億、二十四年度末の損失が五十五億四千万円ということになっております。

○本内四郎君 それは分つた数字で、あなたがそれを調べた結果、どのくらいになるということですか。

○説明員(濱田正喜) 二十四年度末としては、このくらいだろつという、ここに計算が出て来るわけでありまして、ただここで問題がありますのは、二十五年度予算と実は関係が出て来るわけでありまして、二十三年度末で、この現物不足というものがあつて、この現物不足を本格的に追求して行くのは、これからかなりかゝります。更にこれは相當の時間がかかりまして、二十五年末としては、この現物不足による回収というものが、二十四年度予算としては比較的少額であります。二十五年に本格的にこれが回収にかつて行けば、更にその損失は低くなるものだというようになります。

○本内四郎君 併しこの会計の赤字の一番大きな原因があるその現物不足であるそれについて、まだあなたの方で調査中でよく分らないという状態において、その年度において幾ら出るかという事はまだ言えないのではないのか。

○説明員(濱田正喜) 我々としてしましては、先ずともかく仕事の順序としまして、政府の手持を先ず売り拂うことに今のところ努力を傾けております。これは長く経てば経つ程減耗したり或いは保管料を出したりということになりますからして、政府の手持を売り拂うということに全力をかけた上で、その余力を以て現物不足の追及を、先程申しました農業会に対する六千四百万円というものが出て来たというものは、この余力を以てこれをやる。次に現物の売拂いが済んでしまえば、全勢力をこの現物不足の追及にかけて行くという考え方で、二十四年度の補正予算として組んで、この見直しとしては、五十五億四千万円、かように弾き出したわけでありまして。

○本内四郎君 さつき他の委員からも質問がありましたが、一体五十四億幾らというものを拂ひ込んだら、それを何に注ぎ込むかということを知りたい。それを一覽表として出して貰いたい。これはどうしても生産者に拂ひなければ、生産者に迷惑をかけて非常に氣の毒だというやうなことがあれば、これは国会においては、それだけの金額を會計に一時入れるという事は異議がないだらうと思ひます。併しそれを使つてどのくらい余りがあるか分らんが、余りがあつたら一応日銀の方へ拂つて見よう。あと計算して、これからのどのくらい出るか分らんということであるから、先ず生産者に拂つて、日銀の持つてゐる新炭証券の償還とやうやうなことは、支拂がもつと済んでからやらせてもよいように思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(三浦廣雄君) 只今の生産者方面に対する支拂は支拂後の分は、証券の方は後で支拂えということでありまして、この日銀の關係の金融につきましては、全体は金融機關の中から出て来るのでありまして、当初もつと早く回収すべきものを、更に又外にそれを振り当てて行くということは、全体的金融の操作の上から非常に困る、こういうことでこれはその分、一部分程度は是非返さなければいかん、こういうやうな事情になつております。

○本内四郎君 関連してありますが、○森下政一君 君のやつに関連してあります。先刻本内君がおつしやつた通りに、今度國民の税金から集まつた金五十四億七千万円を新炭特別會計に繰入れて、それでもうそれまでの新炭特別會計というものがすつかり清算されてしまつてあとに何も残らないように思つておりましたが、段々話を聞いてみると、そうでなしに尙生産過程においてより一層損失が多くなつて来るのだということが予想される。そういう場合に、全く本内君の言う通り殆んど日銀の手持ちであるところの新炭証券で損失のために、大部分の金を今俄かに注ぎ込む必要は全くないと思ひます。二十四年度の補正予算並びに二十五年度の予算概要を眺めて、政府のこれからやろうとしておるところは、國民の購買力を徹底的に吸い上げよう、あらゆる方面においてこれが現れておる。これは証拠を挙げろと言われれば幾らでも挙げますが、政府の一貫した方針がここにある。これはインフレーションの収束のためにとられたものと思ひますし、更に政府は

決してデフレにならないと言われますが、二十四年度の状況からしてそれに一層拍車をかけるだらうというように思われます。政府は一体何を好んで國民の税金で集めた金を急いで新炭証券のために繰入れようとするのか、全く意義がない、所詮将来さういふことが必要であるにしましても、先ず何よりも現在未拂になつておる零細な生産者に対するところの支拂を完済してしまひ、或いはその他中間において輸送費等の立替え等があるというならばさういふものを拂つてしまへ、さういふことにこそ、余儀ない仕儀であります。税金収入を充てるのは分りますけれども、日銀の手持ちのものを對して、急いで税金収入でこれを償還して行くなんていう必要は全然ないと思ひます。その点もう一遍只今の御説明では私承服しかねるのです。

○本内四郎君 この点は非常に重大な点であるので、政府の方においてもよく一つ相談して頂いて、同時にさつき私の要求したこの五十億円入れれば一体何に使うのか、或いは生産者に拂うのは非常に少い金額で、大部分は日銀の金庫に入つてしまふというやうな金であるならば、私は日銀のはほんの一例に挙げたのですが、その外にも直ぐに今の森下委員からも言われたやうに、國民の税金を入れるのに適當でない費目があるのではないかと思ひます。

○委員(櫻内廣郎君) お諮りいたします。委員の方から要求されております資料などが出て参りますまで、この質疑を中止いたしまして、そうして次回にお願ひすることにしたら如何でしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○渡多野黒君 もう一つ資料を要求し

は妥当であると認めまして採択し

請願第五百四十四号「國民金融公庫

効果ある大阪市高速度鉄道工事を促進

「異議なし」と呼ぶ者あり

○渡野野郎君 もう一つ資料を要求して置きたいのですが、行政管理局の薪炭供給会計の現状という調査がありま

すから、一つ資料を出して頂きたい。
○委員(櫻内辰郎君) それでは次に請願、陳情に関する小委員長の御報告があるのですが、それだけ済ま

したいと思います。
○委員長(櫻内辰郎君) 理事伊藤保平君委員

長席に着く。
○農田賦課君 只今より小委員会における請願、陳情の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の結果を申し上げます。採択したものの請願十二件、陳情一件、計十三件、不採択は陳情一件でありました。

請願第三百四十九号「超過供出に対する課税および桑園の二重課税撤廃の請願」その請願は、農家の生産意欲を向上させるため超過供出に対する課税を撤廃し、又桑園所得と繭の生産所得の双方に課税している二重課税を撤廃されたいという趣旨であります。食糧増産の緊要なる今日、超過供出に対する課税の免除は考慮すべきであり、又桑園の二重課税につきましても、税務職員の不熟練によつて起るものでありまして、査定に当り誤りをなくさせるために採決しました。

請願第三百五十四号「所得税調査委員制度設定に関する請願」この請願は、更正決定に當つて、一方的な課税のため納税者が非常に苦しんでおるから、各税務署管轄ごとに納税者の公選による所得税調査委員を設けられたいとの趣旨であります。シャブ案によれば、その必要は認められてないが、税務機構が完備してないのでその趣旨

は妥当であると認めまして採択しました。

請願第四百八号「豪雨被害者に対する税金減免の請願」本請願は、鹿児島県を中心として台風の被害によつて、被害者は大いに苦しんでるので災状に即した減免の処置を早急に講じられたいという趣旨であります。甚大なる被害状況に鑑みまして、この趣旨は妥当なものと認めまして採択しました。

請願第四百四十号「所得税の同居家族合算申告制度に關する請願」本請願は、所得税について行われている同居家族合算申告制度がとられてるのから、同居家族の意欲を妨げてるから、同制度を廃止されたいという趣旨であります。資産所得税については、廃止は妥当でないが、勤労所得税については適切であると認めまして採択しました。

請願第六百六十四号「織物消費税引下げによる交付金算定の請願」本請願の趣旨は、大蔵省では織物消費税引下げに伴う補償については、交付金算定が技術的に困難であるから不可能であると発表しているが、納税証書等により算定されたいというのであります。納税証書等により算定と適切な算定ができますので、損失補償として適当な趣旨と認めまして採択しました。

請願第四百十一号「同第四百七十号、國民金融公庫充てに関する請願」本請願は、國民金融公庫の資本金を増額し又支所を増設して大衆の便宜を図られたいという趣旨であります。現在の國民金融公庫は極めて貧弱でありますので、この趣旨は適切であると認めまして採択しました。

請願第五百四十四号「國民金融公庫官崎支所設置に關する請願」本請願は、中小企業者の多い宮崎県に國民金融公庫の支所を設けられたいという趣旨であります。支所の拡張は緊要であると認められるので採択いたしました。

請願第五百九十九号「機帆船積貨物の海上保険料引下げに關する請願」本請願は、機帆船積貨物の海上保険料は高過ぎて汽船のその五倍にも及ぶので、この不合理を改めて海上保険料を引下げられたいというのであります。未だ海上の危険が多く、早急に引下げられることは困難であるが、将来は引下げられるべきものであるから採択しました。

請願第六百七十三号「自動車産業に對する月賦販売資金融資の請願」本請願は、輸送計画確保のため、自動車の月賦販売によつて自動車の入手を容易にすることが大切であるので、日銀の補償によつて融資されたいとの請願であります。自動車普及させるため、月賦販売の必要性が認められますので採択しました。

陳情第四十一号「戦災都市の火災保険料率変更に関する陳情」本陳情は、戦災都市火災防止の態勢が確立せられ、安全度は著しく向上し、非戦災都市と区別する理由を認められたいから、火災保険料率を非戦災都市と同率に引下げられたいという趣旨であります。戦災都市の火災防止の組織が進んでおりますので、適切な趣旨と認めて採択いたしました。

請願第五百四十号「大阪府高速度鉄道工事促進に關する請願」本請願は、見返り資金を使つて、失業救済に最も

効果ある大阪府高速度鉄道工事促進せられたいというのであります。この工事は、失業対策に適しているもので、見返り資金割当の際考慮する価値があると認めて採択しました。

請願第五百九十四号「福岡県添田町二又トシネル爆発り災害の救済更生に關する請願」本請願は、福岡県添田町にある二又トシネル内に貯蔵している元軍用火薬を焼却処分中、爆発して死傷者を出したのみならず、衣類、家具類に大被害を被つたので、速かに損害金、慰謝料を出されたいという趣旨であります。未だ損害金の下附がなく罹災者一同困窮しておりますので、速かに損害を補償する必要があると認めまして採択しました。

以上十三件は、議院の會議に付し内閣に送付する必要があるものと認めました。

陳情第二十七号「地方公共団体需用の揮発油引取税免除に關する陳情」この陳情は、地方公共団体は揮発油を多量に消費するのであるが、財政窮乏の折柄、揮発油税を免除されたいというのであります。揮発油税は消費税であり、國家が購入する際にも課税されているので、不適当と認め、不採択いたしました。

以上請願、陳情小委員会における審査経過並びに結果を御報告いたします。

○理事(伊藤保平君) お諮りいたします。小委員長の御報告通り請願十二件、陳情一件を、議院の會議に付し内閣に送付することを要するものとし、陳情更に一件を、議院の會議に付するを要しないものと決定して御異議ございませんか。

効果ある大阪府高速度鉄道工事促進せられたいというのであります。この工事は、失業対策に適しているもので、見返り資金割当の際考慮する価値があると認めて採択しました。

請願第五百九十四号「福岡県添田町二又トシネル爆発り災害の救済更生に關する請願」本請願は、福岡県添田町にある二又トシネル内に貯蔵している元軍用火薬を焼却処分中、爆発して死傷者を出したのみならず、衣類、家具類に大被害を被つたので、速かに損害金、慰謝料を出されたいという趣旨であります。未だ損害金の下附がなく罹災者一同困窮しておりますので、速かに損害を補償する必要があると認めまして採択しました。

以上十三件は、議院の會議に付し内閣に送付する必要があるものと認めました。

陳情第二十七号「地方公共団体需用の揮発油引取税免除に關する陳情」この陳情は、地方公共団体は揮発油を多量に消費するのであるが、財政窮乏の折柄、揮発油税を免除されたいというのであります。揮発油税は消費税であり、國家が購入する際にも課税されているので、不適当と認め、不採択いたしました。

以上請願、陳情小委員会における審査経過並びに結果を御報告いたします。

○理事(伊藤保平君) お諮りいたします。小委員長の御報告通り請願十二件、陳情一件を、議院の會議に付し内閣に送付することを要するものとし、陳情更に一件を、議院の會議に付するを要しないものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○理事(伊藤保平君) 御異議ないと認めましてさうに決定いたします。
それでは本委員会はこれにて散会いたします。
午後四時三十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 櫻内 辰郎君
理事 渡多野 鼎君
黒田 英雄君
伊藤 保平君
九鬼 敬十郎君

委員 天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
木内 四郎君
小林 米三郎君
小宮山 常吉君
高橋 龍太郎君
川上 嘉君
木村 禮八郎君
米倉 龍也君
小川 友三君

國務大臣 池田 勇人君
大蔵大臣 森 幸太郎君
政府委員 大蔵事務次官 水田 三喜男君
林野庁長官 三浦 展雄君

説明員 農林事務官 濱田 正君
(林野庁業務部長) 部事務課長

十一月二十八日本委員会に左の事件を付託された

第七部 大蔵委員会會議第十二号 昭和二十四年十一月二十九日

一、前年度給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案（予備審査のための付託は十一月十五日）

一、大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月二十四日）

一、所得税法の臨時特例等に関する法律案（予備審査のための付託は十一月十五日）

一、物品税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十一月十五日）

一、織物消費税法等を廢止する法律案（予備審査のための付託は十一月十五日）

内閣參事第一五九号

昭和二十四年十二月二日

内閣總理大臣 吉田 茂

參議院議長 佐藤尚武殿

參議院議員星野芳樹君提出未利用資源「あぶらちゃん」調査に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員星野芳樹君提出未利用資源「あぶらちゃん」調査に關する質問に対する答弁書

一、未利用油脂資源として「あぶらちゃん」の利用を促進する必要を認め、昭和二十三年以来「油脂資源増産全国協議会」を指導し、その下部組織（各府県単位）を中核として「あぶらちゃん」の未採集利用を奨励している。この種の未利用種子の採集は、採算と労務（從

來は主に小学児童）運営の問題が重要であるから、先ず最も良い條件を具えた新潟、福島、栃木の各県下に採集の主力を注いでいるが、逐次各府県に採集利用の普及を図つて行く方針である。

二、財団法人日本農業研究所、小原農學博士の調査によれば「あぶらちゃん」の成分構成は次の通りであることが判明している。

カプリン酸……四〇—五〇％
ラウリン酸……三〇％
ミリスチン酸……一三％
オレイン酸……七—八％

なお、同博士によれば「あぶらちゃん」種子の含油率は二〇％である。この油の用途は石鹼原料として適当と考えられる。

三、「あぶらちゃん」は、本州の暖帯北部より温帯の山野に分布自生している落葉の灌木であつて、その種子は利用可能のもの五百万程度である見込であるが、その具体的分布状態については、目下調査中である。

昭和二十四年十二月十三日印刷

昭和二十四年十二月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷片